

令和4年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和4年12月13日 午後3時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 1人

事 務 局 長	—————	書 記	島 秀 明
---------	-------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 41 号 松田町個人情報保護に関する法律施行条例（総務文教常任委員会報告）

- 日程第 2 議案第 42 号 松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（総務文教常任委員会報告）
- 追加日程第 1 発議第 2 号 松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会設置に関する決議
- 日程第 3 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 6 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (15時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和4年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月8日、9日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第4回議会定例会において付託された議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、新条例と現行条例の対比表を参考に、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、本条例については適切なものであると判断しました。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

1 1 番 寺 嶋 それでは、2点ほどお伺いします。本条例については適切なものであると判断しましたということなんですが、主にどういうことが適切なのかということの議論は、どういうふうにされましたか。1点目。

それから、匿名加工というふうなことはどういうふうに議論されましたか。以上をお伺いします。

2 番 古 谷 1点目の件ですけれども、改正個人情報保護に対する法律の適用後における松田町個人情報保護条例の整理をしまして、個人情報に関する法律施行条例、新条例に今までのが含まれるもの、また今度、松田町情報公開・個人情報保護審査会条例、これも新条例ですけれども、そちらに含まれるもの、また法律に含まれるもの等をですね、審査し、また廃止となるものもありましたので、この辺を細かく逐条的に審査をいたしました。よって、適切な条例というように考えております。

それと、2つ目の匿名加工情報とはということでの質問だと思いますが、特定の個人を識別できないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元し、特定の個人を再識別することができないようにしたものです。ということで、松田町において…この新法においては、政令市以外の

地方公共団体には規定が義務づけられておりません。松田町においても、現行と同様、経過措置中のため、匿名加工情報の取扱いは行わないこととなります。よって、施行条例での規定はありませんので、情報漏えいが起こることは想定していませんということで記憶しております。以上です。

11番 寺 嶋 再度1点、匿名加工情報は町では匿名加工は行わないということなんですけども、私が見たり、国の法改定のものを見た限りでは、一般市町村は、確かに政令市は匿名加工情報というのはね、もうできるようですけども、一般市町村については、これ、できる規定なんですよね。全く義務づけられてませんというのは、そういうことじゃないと思うので、その辺ちょっともう一回、再度お伺いしたいんですけども。以上です。

6番 井 上 匿名加工と匿名加工情報、匿名加工というのは特定の個人を識別できないようにすることですね。それに対する情報というのは、その特定の個人を識別できないように加工して得られる個人に関する情報ですので、その部分のですね、情報を提供をするということは、市町村ではないと、政令市以外の地方公共団体ではないということからですね、その部分については規定をしていないということです。議案第41号の参考資料4の裏のページにも書いてございますけれども、ここで骨子案の中でですね、一番下から2つ目ですね、そこに書いてありますように、法第119条第3項に基づき定める行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額、これはですね、その横に書いてありますように、匿名加工情報の利用は行わないということで、これの匿名加工情報の提供は行われなないということですので、この条例にはですね、規定がしていないということです。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。11番 寺嶋正。議案第41号松田町

個人情報の保護に関する法律施行条例について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

個人情報保護法が改正され、全国共通の規定が直接適用されることから、施行条例は限定な条文になっています。自治体の従来条例では、その目的とし、個人の尊厳の確保や基本的人権を擁護すること等が挙げられていました。改正された国の個人情報保護法の目的では、個人の権利・利益の保護は、個人情報の適正かつ効果的な利活用に重点が置かれており、個人情報の取扱いそのものが変化しています。さらに、個人情報の収集は本人から収集するなどの制限、目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限など大幅に緩和されていると捉えています。町は匿名加工情報の利用を行わないとしています。当面行わないのであって、政令市は行うと聞いています。

また、一般市町村に対しては、できる規定が適用され、問題です。個人情報保護法の改正で、個人情報を氏名を削除するなどして仮名加工した情報利用に条件をつけた上で開示、利用停止請求について個人情報ほど厳密な取扱いをしなくてもよいとし、利用の義務が緩和されました。このようなことで、行政が持つ個人情報を民間事業者に提供する可能性は十分に考えられ、情報漏えいの懸念はぬぐえません。

以上で反対討論を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ほかにございませんか。

2 番 古 谷

それでは、議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、賛成の立場から討論を行います。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体において、それぞれ個人情報保護に関する規定、運用等に相違があったものを、今回の法改正により全ての機関が新法による規定に基づき個人情報保護制度を運用していくこととなります。

現行の松田町個人保護条例を廃止し、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。廃止される現行の松田町個人保護条例は、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例、新条例にて規定されるもの、また、松

田町情報公開・個人情報保護審査会条例、これも新条例になりますけれども、規定されるもの、個人情報の保護に関する法律、新法律に規定されるもの、また廃止されるものに分類されて新条例が制定されています。

新法施行後は、これまでの地方公共団体が条例等で規定し、解釈、運用していた事項について、専門的な知見を有する個人情報保護委員会に一元化されることにより、個人情報保護制度に関する水準の全国的な底上げが期待されます。具体的な効果として、大規模災害時における自治体間の連携が期待されること、また、現行条例では規定されていない個人情報ファイル簿について、作成と公表が義務づけられたことにより、各行政機関でどのような個人情報を保有しているか、把握することが可能となります。

以上のようなことから、賛成討論といたします。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例に対する委員長の報告は可決です。議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 令和4年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月8日、9日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第4回議会定例会において付託された議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例について、

慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、新条例と現行条例の対比表を参考に、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、本条例については適切なものであると判断しました。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例に対する委員長の報告は可決です。議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長以下職員は3時25分までに大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。 (15時18分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (16時15分)

休憩中に1番 唐澤君より、発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会の設置に関する決議の提出についてが提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上がありますので、成立します。

お諮りします。提出されました発議第2号を日程に追加し、追加日程第1発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会の設置に関する決議の提出についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第2号を議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

事務局より発議第2号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会の設置に関する決議の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 番 唐 澤 発議第2号、令和4年12月13日、松田町議会議長 飯田一殿。

提出者、松田町議会議員 唐澤一代。賛成者、松田町議会議員 井上栄一、南雲まさ子、齋藤永、寺嶋正、大館秀孝。

松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会設置に関する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会設置に関する決議。次のとおり松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会を設置するものとする。

記、1、名称。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び松田町議会委員会条例第5条。

3、目的。議会基本条例に基づく開かれた議会とするため、議員のなり手不足等の課題解決や多様化する社会に合わせた議会の活性化へとつなげていくこ

とを推進するため。

4、委員の定数。11名。

5、調査期限。本特別委員会は、3に掲げる目的を達成するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

6、調査経費。本調査に要する経費は、議会費予算内とし、議長の了承を得て支出する。

以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第2号松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会の設置に関する決議の提出についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。(16時22分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時24分)

休憩中に松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会を設置することに決定いたしました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の特別委員会を設置することになりました。

次に、委員が決定しました。委員は議長を除く議員11名です。委員長には齋藤永君、副委員長には寺嶋正君が決定しました。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。

お諮りします。日程第3 同意第3号は人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、同意3号は質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第3「同意第3号教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第3号教育委員会委員の任命について。
次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町寄1315番地1。

氏名、宮田恭子。

生年月日、昭和47年7月6日。

令和4年12月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和5年1月24日をもって教育委員会委員の任期が満了するため提案するものでございます。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第3号教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議

長 日程第4「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、令和4年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を、選出議員の田代実君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですので、質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で令和4年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、足柄上衛生組合議会報告を、選出議員の井上栄一君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

次に、令和4年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を、出席議員の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で令和4年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を終わります。

議 長 日程第5「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり…(発言を求める声あり)

7 番 南 雲 産業厚生常任委員会の継続審査の申出書は、事件がジビエ処理加工施設についてとなっておりますが、さらなる子育て支援についてということで、訂正をお願いいたします。

議 長 暫時休憩します。(16時30分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時41分)

ただいま委員会の閉会中の継続審査申出書、産業厚生常任委員会の委員長より取下げの申入れがありましたので、取下げさせていただきます。新たに委員長より提出されましたので、配付いたします。

(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長 日程第6「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程・派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

議長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議、ありがとうございます

た。8日間にわたり、御苦労さまでした。

(16時45分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 12 番 大館 秀孝

署名議員 1 番 唐澤 一代